

富士川町定員管理適正化計画

【第3期:令和3年度~7年度】



令和 3 年 3 月

富 士 川 町

— 目 次 —

1 策定の趣旨

2 基本方向

3 職員数の現状

- (1) 職員数の推移
- (2) 類似団体別職員数との比較

4 適正化計画の内容

- (1) 計画の期間
- (2) 対象職員
- (3) 目標職員数
- (4) 実施状況の公表
- (5) 計画の見直し

5 適正化計画の方策

- (1) 組織機構の見直し
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 民間委託の推進
- (4) 指定管理者制度導入の促進
- (5) 勸奨退職者制度の活用
- (6) 再雇用職員制度の活用
- (7) 会計年度任用職員の活用
- (8) 意識改革の推進
- (9) 人材育成の推進
- (10) 住民との協働の推進

1 策定の趣旨

本町では、財政の健全化を図り、多様化する行政ニーズに対応するために、行財政改革プランを策定し、町民の期待に応える行政を念頭に、全庁をあげて改革に取り組んでいます。

この行財政改革プランの中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げるために、定員適正化の取り組みを行い、さらに、富士川町定員管理適正化計画を策定し、職員数の削減に一定の成果が得られているところです。

しかしながら、今日、地方自治体を取り巻く状況は依然として厳しく、AIの導入といったスマート自治体の取り組みの進展も見込まれる一方、人口流出や出生率の低下による人口減少、団塊世代の高齢化などによる社会構造の変化などが進行し、それに伴い想定される新たな行政課題に対応していくことが求められています。

また、住民の行政ニーズが多様化していく中で、地域住民のニーズを適切に反映し、円滑な行政運営が行える定員管理に取り組むことが重要となっています。

以上のことを踏まえ、行政サービスの質を低下させることなく、適正な定員管理の推進を図るため、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間として「第3期富士川町定員管理適正化計画」を継続して策定していくものであります。

2 基本方向

本町では、合併に伴い職員数を計画的に削減してきましたが、将来にわたり年齢構成に歪が生じないことを原則としています。

職員を削減しても、住民サービスの質を低下させることなく、一定のサービスを継続して提供し、住民の期待に応える行政運営を念頭においています。

そのために、組織機構や事務事業の見直し、民間委託や指定管理者制度の導入、職員の意識改革の推進などに取り組み、その実現を目指しています。

第2期定員管理適正化計画では、平成22年3月8日現在の職員188人を令和2年4月1日には171人と設定し、10年間で17人の人員削減（9.0%減）を目標としておりましたが、途中退職者等の増加により、現状167人となり、設定人数を下回る結果となりました。

今後は、令和2年4月1日現在の職員数を基本に、行財政改革の実施状況や行政課題、新規事業の導入などを見極めながら、中期的な視点に立った目標職員数を設定することとします。

3 職員数の現状

(1) 職員数の推移

職員数の推移は、平成27年4月1日を基準に、令和2年4月1日までの間に、計画的に減少の推移を示しております。「第2期富士川町定員管理適正化計画」における5年間の結果では、2.9%減、5人の削減となりました。

単位：人

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2
一般行政部門	142	141	141	140	140	138
教育部門	11	12	11	12	13	13
公営企業等部門	8	8	8	8	8	8
その他	10	10	10	8	8	8
合計	171	171	170	168	169	167

※毎年4月1日現在の数値

(2) 類似団体別職員数との比較

類似団体別職員数は、人口と産業構造を基準に類似した団体における部門別職員数の平均を示したものです。

本町の職員数は、令和2年4月1日現在であり、類似団体試算値については、平成31年4月1日現在となります。

単位：人

区分	本町職員数 (A)	類似団体試算値 (B)	比較職員数 (A-B)
議会・総務・税務部門	56	48	8
民生・衛生部門	56	42	14
農林・商工部門	13	12	1
土木部門	13	12	1
小計（一般行政部門）	138	113	25
教育・消防部門	13	28	△15
小計（全普通会計）	151	141	10

公営企業等部門	8	8	0
その他	8	8	0
合計（全体）	167	157	10

※出向職員は除く

※(B)類似団体試算値の一般行政部門小計及び全普通会計小計は、それぞれ積算している数値のため、実数の小計とは異なる。

4 適正化計画の内容

(1) 計画の期間

この計画は「第3期」と定め、設定期間については、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2) 対象職員

この計画の職員は、行政職に属する職員を対象とします。

(3) 目標職員数

① 目標職員数

職員数の目標設定は、定年退職者を基本とし、翌年の事務を停滞させないように、退職者数に対しての補充を考慮に入れています。今計画期間の前半は定年退職者がいませんが、職員の年齢的な平準化を保ち、各年度の人員的バランスを図るため、採用人員を確保していきます。

令和2年4月1日職員数 (A)	167人
令和7年4月1日目標職員数 (B)	170人
目標職員数増減 (B) - (A)	3人
目標職員数増減の率	1.8%

② 職種別目標職員数

職種別の採用については、事務・技術・保育士等の職員の採用を行い、運転手・調理員等のその他職員は、民間委託や会計年度任用職員により補填することを基本とします。

◆目標職員数

職種等	R2年度	R7年度	増減数・率
事務技術等職員	134人	140人	6人・4.5%
保育士保健師等職員	33人	30人	△3人・△9.1%
合計	167人	170人	3人・1.8%

◆年度別目標職員数

職種等	区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全職員数		167	171	173	175	175	170
事務技術等 職員	退職	4	1	0	0	1	6
	採用	4	6	2	2	2	2
	小計	0	5	2	2	1	△4
保育士保健 師等職員	退職	4	2	0	0	1	2
	採用	2	1	0	0	0	1
	小計	△2	△1	0	0	△1	△1
合計	退職	8	3	0	0	2	8
	採用	6	7	2	2	2	3
	小計	△2	4	2	2	0	△5

※各年度の職員数は、4月1日現在とし、退職者数は各年度前の退職者数、採用数は各年度時の採用者数。

(4) 実施状況の公表

この計画は、富士川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町のホームページ等により住民にわかりやすく公表します。

(5) 計画の見直し

この計画は、現時点の状況を踏まえた5年間の中期的な目標であり、今後の退職や制度改正などに応じて、適切に見直しを行います。

5 適正化計画の方策

(1) 組織機構の見直し

現状の組織機構にとらわれることなく、関連性の高い部署の統合や廃止を進め、大きな課・担当制などの柔軟な組織体制や人員配置などにより、効果的・効率的な業務が行える組織機構の見直しを図ります。

(2) 事務事業の見直し

事務事業が時代やニーズに即しているか、効果的・効率的な体制となっているかなど原点に戻り、ゼロ・ベースからの再点検と継続して、事務事業評価を行ないながら事業のスリム化を図ります。

(3) 民間委託の推進

公共施設の最も効果的・効率的な管理運営の方法を選択するため、地域委託や事務事業のアウトソーシングの検討など、民間委託の推進を図ります。

(4) 指定管理者制度導入の促進

公の施設の管理運営について、積極的に民間能力を活用し、サービス効果をあげ、コスト削減の方法を選択するため、指定管理者制度導入の促進を図ります。

(5) 勸奨退職者制度の活用

職員の新陳代謝の促進と効率的な行政運営や定員適正化の早期実現のため、勸奨退職者制度の活用や拡充を図ります。

(6) 再雇用職員制度の活用

行政サービスを停滞させることなく、さらなる行政事務の円滑化を保つため、定年退職者、または勸奨退職者に対して、再雇用職員制度の活用を図ります。

(7) 会計年度任用職員の活用

人員配置の見直しを検討し、シフトすべき分野を見定めた上で、配置の必要性や雇用形態を十分精査して、会計年度任用職員の活用を図ります。

(8) 意識改革の推進

組織の目標や個人の目標を明確にし、目標達成に向けた取り組みを行う中で、事務事業の改善や能率の向上など職員の意識改革を図ります。

(9) 人材育成の推進

住民の期待に応える職員の育成や最小の人員で最大の効果をあげる組織を目指して、人材育成や確保を図ります。

(10) 住民との協働の推進

これまで行政が担ってきた分野で、住民をパートナーと位置づけ、住民や各種団体等との協働を推進し、「住民ができること」「行政がすべきこと」「住民と行政でできること」の見極めをしながら、より充実したサービスの拡大を図ります。